保証委託契約約款

甲が、原契約約款第18条第1項および第2項各号のいずれかに該当した場合、丙は甲および保証人に何ら通知催告することなく乙に対して保証債務の一部または全部を履行することができるものとします。

第4条 (求償権の行使)

第6条(遅延損害金) 丙が乙に代位弁済した場合、甲は丙に対し、代位弁済額に対し年14.6%を乗 じた額の遅延損害金を支払うものとします。この場合の計算方法は、1年365日 の日割計算とします。

第7条(費用等の負担) (1)甲は内に対するリース料その他の支払に要する費用(送金手数料)を負担するものとします。 (2)甲は、支払いを遅延したことにより、丙が振込用紙を送付したときは、振込

用紙送付手数料として、送付回数1回につき660円(税込)を上限とした額を別に支払うものとします。 (3)甲はリース料その他の支払遅滞等、甲の責に帰すべき事由により丙が訪問集

金したときは、訪問回数1回につき1,100円(税込)を別に支払うものとしま

(4)甲は保証委託契約の締結のために必要な費用および保証委託契約に基づく丙の権利の行使または保全に要する費用(弁護士費用・報酬などを含む)を負担するものとします。
(5)本条に定める費用は、丙から請求のあったときに支払うものとします。
第8条(公租公課)
甲が前条により丙に支払う費用等について消費税が課せられる場合、または公租公課(消費税等)が変更された場合は、甲は当該公租公課相当額または当業9条(精算)

該増額分を負担するものとします。 第9条(精算) 丙が甲に対して求價権を有する場合において、原契約または原契約の解約に 基づき乙から甲に返還すべき金員があるときは、丙が甲に対して有する求價権 の額を限度として、乙から丙に直接支払われることを甲はあらかじめ承諾する ものとします。 第10条(残存価格の精算) リース満了後または合意による中途解約後において、丙が甲より自動車の返 還を受けてこれを処分し、その売却処分価格が契約書記載の残存価格を上回 り、且つ丙が甲に対して求償債権を持っている場合、丙は、その超過額を限度 として乙から直接返還金を受領できるものとします。 第11条(抗母不可事中)

こして乙から直接返還金を受損できるものとします。 第11条(抗弁不可事由) 甲はメンテナンスサービスの不履行など原契約に基づいて乙に対して主張することができるいかなる事由をもっても、事前・事後を問わず、丙の甲に対する求償権行使は対象の日前す、

- る求償権行使および自動車の引渡請求権行使に対抗しないものとします。 第12条(丙以外の保証人) (1)丙以外の保証人は原契約および保証委託契約から生ずる甲の丙に対する一切の債務につき連帯保証するものとします。 (2)丙以外の保証人は乙に対する丙の連帯保証債務と他の保証人の連帯債務においては、その負担部分につき丙以外の保証人が全面的に負担するものであることを確認するものとします。 第13条(公的書類等の取得・提出の同意) (1)甲および保証人は、原契約または保証委託契約に係る審査のためもしくはこれらの契約成立後における債権管理のために、乙または丙が認めた場合には、甲および保証人の住民票などを乙および丙が取得し利用することに同意するものとします。 (2)甲は、丙が、債権管理の目的のため、甲の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握することを目的として、提出期限を指定して各種確認や公的書類等の提示または提出を求めた場合には、これに応じるものとします。 第14条(情報提供)

第14条(情報提供)

(1)甲は、原契約の締結に先立って、保証人(個人に限ります。)に対し、次の各号に定める情報を提供したことおよび当該情報が真実、正確であり、かの不足が無いことを表明し、保証するものとします。また、保証人(個人に限ります。)は、甲から当該情報の提供を受けたことを表明し、保証するものとします。①甲の財産および収支の状況 ②甲が原契約に基づく債務以外に負担している債務の有無ならびにその額および履行状況 ③甲が原契約に基づく債務以外に基づく債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるとき は、その旨およびその内容

(2)甲は、乙または丙が保証人(甲の委託を受けていない保証人を含みます。) から甲の原契約に基づく債務の履行状況について請求を受けた場合には、乙 または丙が保証人に対して、民法第458条の2所定の情報を提供することにつ いて異議ありません。

(3)甲は、期限の利益を喪失した場合には、乙または丙が保証人に対して、民法 第458条の3第1項に基づき、その旨を通知することについて異議ありませ 民法

で、東京マがエレル物目でのつくも、甲および保証人は、当該損害等についての賠償を丙に請求できないものとします。 (6)第4項の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、甲または保証人が丙に対する未払債務を完済するまでは、保証委託契約の各条項が適用されるものとします。

るものとしょう。 《その他》 甲および保証人は原契約および保証委託契約の内容を売主に通知されること を異議なく承諾します。

〔問合せ・相談窓口〕

「同音せ・相談を口」 (1)リース車両についてのお問合せ、ご相談は、売主にご連絡ください。 (2)本契約についてのお問い合わせ、ご相談、個人情報に関する事項については 下記におたずねください。 ●株式会社アプラス、お客さま相談室

〒564-0051 吹田市豊津町 9番 1号 EDGE江坂 0570-001-770 ※0570 (ナビダイヤル) は有料です。

[202401版]